

## 羽村市における東京都主任介護支援専門員更新研修受講者推薦基準

### 1 目的

地域包括ケアの推進など主任介護支援専門員に求められる役割を果たす能力があり、かつ、主任介護支援専門員となった後も継続的に知識・技術等の向上に努めている者を推薦するために、基準を以下のとおり定める。

### 2 推薦基準

東京都の定める主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たしている者を推薦する。

### 3 選考（審査）

審査は、提出書類等により、推薦を受けようとする者の考え方や資質等を十分に確認した上で、都へ推薦する。

### 4 推薦順位

推薦者は以下に掲げる基準及び順位により、決定するものとする。

- (1) 主任介護支援専門員研修修了年度の早い者を推薦順位上位とする。  
(なお、主任研修修了年月日が平成18年4月1日～平成24年3月31日の者については、当該期間内での推薦順位の上下はつけないこととする。また、主任研修修了年月日が平成24年4月1日～平成27年3月31日のものについても、同様に当該期間内での推薦順位はつけない事とする。)
- (2) 介護支援専門員証の有効期間の満了日が近く、今年度の主任介護支援専門員更新研修の受講が必要と考えられる者を推薦順位上位とする。
- (3) 市内地域包括支援センターに、主任介護支援専門員として勤務している者を推薦順位上位とする。
- (4) 同一事業所からの受講申込者がいない者、又は同一事業所からの受講申込者が複数人で所属内の推薦順位が上位の者を、推薦順位上位とする。
- (5) 主任介護支援専門員更新研修の受講要件のうち、(イ) 実践要件及び(ウ) 資質向上要件について、満たしている要件の数がより多い者を推薦順位上位とする。
- (6) 市内での勤務期間のより長い者を推薦順位上位とする。

## 5 研修修了後の協力

推薦を受けようとする者及び事業所は、羽村市の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員更新研修を修了した場合は以下の協力を行うこととし、別紙の同意書を提出する。

- (1) 羽村市が行う事業に派遣依頼があった場合は協力をすること。
- (2) 羽村市及び地域包括支援センター等からの支援困難事例の受け入れに積極的に取り組むこと。
- (3) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言などの役割を担うこと。(研修修了者の名簿を羽村市の居宅介護支援事業所に周知します。)
- (4) 勤務先の変更・退職時には、羽村市の主任介護支援専門員担当まで、その旨を連絡すること。

## 6 情報の非開示

この基準による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

付則

この基準は、平成29年5月24日から施行